

讀史餘論

新井君美著

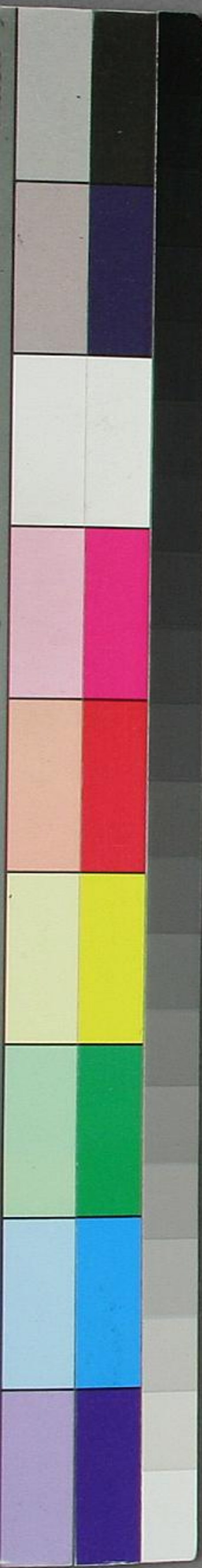
三四

柳田文庫

文庫11

A1617

2



文庫 11
A 1617
2



讀史餘論卷三

安徳高倉弘子母は清盛の女建禮門院といふ
三歳少て受禪清盛夫婦准三后の宣旨を蒙る關
白基通攝政たり。法皇を鳥羽殿おとらハ社高倉
上皇は新院と申セーんと。政務成るは清盛ハ心
攝政を名のふて天下の事おとくを清盛ハ心
のまゝ也。三月新院嚴嶋へ御幸此時清盛上皇お
らせり四月源頼政ハそうに以仁親王を勸めま

讀史餘論

卷三



いられ、平家残存さむとは、新法皇第二子にて
五月事覺れて、清盛やうて知盛を、新院異腹兄也
親王中流矢而死、歳三十頼政自殺、七歳、仲綱、兼綱、
戰死、六月、清盛遷都於攝州福原、復幽法皇於福原、
御所、以行親王の事、少也、又頼政の事、少也、
了て、諸國乃源氏悉く殺さる、少と沙汰、八月、
頼朝舉兵於豆州、四十月、義仲舉兵於信州、此月、清
盛、下さ、兵富士河、中て潰申、維盛大將軍、十二月、清
盛命城助長為越後守、討義仲、西海南海兵起、西國
方、伊豫、小、河野、紀州、小、熊野、別當等なり源行家尾張、小到、不と聞えて

知盛惟盛をさ、む、逼留、て皆、を、次、閏八
月、清盛薨、六、一、此夜、而八條第火、宗盛奉還法皇於
法住寺、三月、重衡、惟盛、敗行家兵於尾張墨保川、卿
公義圓戰死、義經の、同母兄、六月、平助長出師、俄死、七月、宗
盛令肥後守貞能討鎮西兵、八月、勅陸奥守藤秀衡、
討源頼朝、秀衡不受命、壽永元年、九月、城長茂任越
後守、弟、助長、與義仲戰、敗、二年、四月、平維盛、通盛為大
將軍、忠度、經正、清房、知教為副將軍、討義仲、五月、平
軍大敗、還十萬兵、了、に生還二萬人、副將軍知
教戰死、七、清盛、季子、七月、義仲獻山陣、去、宗盛等奉
主上、奔福原、七月十四日、貞能討鎮西、平族の中、知

續史餘論

卷三

盛らるる都にて死す。義仲を以仁の御子を乳母
 子讚岐守重秀の僧ふあし北國へ奔りてを還俗
 せしめて主ふせんとして具して上洛す。木曾宮還
 俗。宮後ふのふ多能宮と申す。按るる小義仲塞近
 山小上りて小をあらさるる。又初義仲越前府小
 至て議す。江州を経て都小入らんと。僧も拒
 んと。彼と戦んとせん。と。いふ。覺明謀て山僧
 等と合謀して東坂本陣にて。梶六郎親忠。覺明
 等六千兵也。玉海小是月朔帝御紫宸殿。南階
 雷下。又有牛外小板敷上。又狐糞御床。愚管抄云。
 此時法皇新熊野。小夫藤原範季潛小奏して。源
 氏をく小江州。至れり。六波羅ねとろささるる
 ぬ。東北に兵軍事小長せり。平氏に敵をく。小阿

ら次。君をく。のつれ終る。小を此時也といひ
 らハ鞍馬小至り。玉海小を攝政基通艶容あ
 りを法皇常に愛し終ひ。ハ基通平家小をた
 して。のり。と。さ。奉て西海小赴んとて。のりし
 事を告參らせら終り。ハ。ひ。そ。に鞍馬小御幸
 日。の。の。ち叡山小登り終ふ。宗盛等法皇うせ
 終ひ。ハ。は。か。なく主上をさ。奉り都をた。日
 日。の。ろ。て法皇御歸路。義仲を勢多より行家守治
 より都小入る。法皇使。下。され。て頼朝もめ。を
 社と。不。答。八月。日。法皇尊成を即位せしむ。こ。り
 こと。平家。福原。小。た。ま。ら。兵。筑。紫。へ。お。つ。こ。れ
 こと。二。帝。あり。安。徳。を。は。先。帝。と。申。し。さ。の。此。時。高

尊成下
 本分註四
 言二字

續史余論 卷三

倉の皇子安徳の外、二宮ハ西海不在、三宮と四宮と洛あり、三宮時五歳也、此外以仁王の子木曾宮を

後鳥羽院ハ、高倉第四子、四歳して即位、基通攝政を、
そののあとし、此時前關白基房ひりに法皇に
こふて、其子師家を攝政とせむと云、世人ハ右大臣
兼實其任にあたりといひしと、法皇もと
うり基通を愛し、うはる平家乃密謀を告中せ
し、うる難儀のうれ終ふ故也、十日し義仲を
左馬頭し任し、越後を賜ひ、朝日將軍とす、行家備
後守し、うる義仲、行家國をさらし、うは、義仲
を伊豫守、行家、備前守し、うる、此外源氏十餘

人受領檢非違使、南府の尉し、うる、十月、頼朝欲
討、義仲發兵、到遠州、聽藤秀衡出師、於白河關、而還、
平家物語し、木曾を平氏筑紫を奔歸りて、讚州屋
嶋し止り、山陽、南海十四國を徇へ、しと聞て兵を
つく、うる、備中、水嶋して、うけ軍と聞え、しと
に、みつ、うる、備中にむし、うして勝い、うる、都に留
守、行家院乃し、うる、人してあると聞し、うは歸ふ、行
家播磨し下り、室山合戦して、平家し、うる、うは、うは、
と見ゆ、玉海し、うる、十一月、義仲守洛、行家發兵、於播
州、頼朝就廳、官中原、泰定奏曰、聞藤秀衡賜院宣、討
頼朝、恐是非、敵占、義仲、矯制也、以其院宣、轉寫、至關

東乃寫呈焉。法皇大驚。按す多小に此頼朝は詐謀
法皇義仲君臣の際を離間
せんとはふふあり。又義仲を討んとす。小辭を
さる故なり。つれなき法皇を脅制せんとの為
なる東鑑を按る多小。清盛薨せし養和元年。閏二
月。頼朝その伯父志田三郎先生義廣と戦ふ事あり。
義廣戦死す。義仲ふりたり。三月。院中ふり。
て議定めりて。武田太郎信義。其仰て。頼朝追討
此廳御下文を被下。魚との事。京より大夫うら入
道三善善信告き。ふり。頼朝信義を疑ふの間。
信義誓紙を捧て其事なき。一。院中より中一年
を隔て。壽永二年。乃此。信義頼朝ふり。義仲越後
茂破す。頼朝ふり。平氏と縁をひす。ひて

頼朝をく。ふり。此を信義の女を志水冠者義
高小嫁をふり。此を義仲ゆり。故小
ふくを諷き。也。ふく小むりて。頼朝。義仲と戦ふ
と。義仲志田義廣をふりて。出ま。手やうもな
り。さうは。て。義高を鎌倉ふり。て。頼朝と
和。た。此を平家。て。朝敵。此。頼朝と軍と
むやう。ふり。次との事。なり。頼朝その長女を
て。義高の妻と。此。て。相定き。所を。ふ
へ。ふり。ち。義仲を北陸。攻。りて。ひ。小都
不入。り。十一月十九日。義仲。法住寺。幽。法
皇。於五條内裏。遷。帝。於閑院。此。源氏。兵。京中。に

言史前記
みち、て、洛外、少て、田、銭、うまて、秣、と、資財等、を、
奪ふ、と、聞、え、て、院、より、壹岐、判官、知康、を、御使、し、て、
制、す、と、さ、し、を、仰、下、さ、れ、し、知康、その、御答、を、
そ、さ、り、次、馳、歸、り、て、義仲、を、さ、り、る、る、と、讒、を、
し、を、さ、ら、し、と、く、山、山、寺、の、僧、を、召、集、て、義仲、を、
討、と、し、と、あ、ま、り、し、木、曾、小、属、比、叢、内、の、兵、
皆、く、院、小、参、り、五、萬、兵、總、小、七、千、と、なり、し、院、中、
小、参、兵、二、萬、知康、大、將、を、承、り、義仲、や、つ、て、法、住、
寺、殿、小、参、り、て、火、箭、を、射、り、多、し、終、り、官、兵、皆、潰、ゆ、
法、皇、の、お、お、臨、み、を、と、り、て、五、條、内、裏、へ、入、り、し、ら、
次、帝、を、元、開、院、殿、へ、行、幸、を、し、義仲、の、手、に、う、り、所、

六百三十餘人と、つ、廿三日、義仲、四十九人の、官、
職、を、と、む、此、時、頼、朝、舎、弟、等、小、六、萬、兵、を、持、ち、
義仲、う、り、て、遣、し、る、に、ら、くと、聞、く、尾、州、熱、田、
邊、小、陣、を、と、む、義仲、平、氏、へ、使、し、て、上、洛、あ、り、
し、と、つ、け、は、り、し、し、小、知、盛、の、議、あ、り、て、義仲、
小、降、参、り、し、と、答、ら、る、義仲、又、さ、ら、り、つ、松、殿、
入、道、殿、下、に、意、見、し、よ、り、て、と、め、し、人、人の、官、を、
復、し、殿、下、の、子、師、家、の、^{十二}從、二、位、中、納、言、を、
内、大、臣、と、し、攝、政、と、し、し、十二月、十日、小、法、皇、を、
出、し、申、さ、り、し、大、膳、大、夫、成、忠、を、宿、所、六、條、西、洞、
院、へ、幸、な、り、ぬ、元、曆、元、年、正、月、十、日、義仲、兼、征、夷、大、

續史前記
卷之三

將軍東鑑云鎮守府宣下者坂上中興以後至藤範
季安元七十度征夷僅兩度也桓武延曆十六年十
一月坂上田村丸朱雀天慶三年正月藤忠文爾來
皇家廿二代二百四十五年職原抄云征夷者始於
日本武尊已往東征人或為按察使或為鎮守將軍
文屋綿丸以來有征夷將軍之號平城嵯峨戰平
使愚按田村丸忠文皆稱征夷將軍征夷號久以中
絶義仲任征夷將軍其後賴朝任之爾來連綿按征
名自日本武始征夷將軍之號廿日東軍與義仲戰
自綿丸始爾來以義仲為中興夷之于京師義仲及義廣敗死
按義仲高倉宮乃令旨を奉て兵

を舉ぐに宮に御事ありと其御子の僧と
なり後ひしを取立還信なりまいらせ主とな
次又伯父に義廣小頼す此を賴朝恨て私軍
せむとせし我愛子に十三をよき出して中
和らさしと君父に義を知れりといふし
北國度々の戦ふうらむ都ふむういし時を
山僧と故なき軍をむと然る處うらむとて覺
明の策法用ひてをみやくに京よ入るるまで
平家の兵をやふりて都城追たせし事と
くを義仲の功也賴朝四年の原と東國を併吞
てみるらる事なりと形とらふとくは

續史餘論
卷之三

何ら其法皇天子成擇降ひ一日たのま
 七一人小黨を事えたりを悉く皆義
 小あたれりといふをたゞ法住寺殿をせめ
 一一事の之罪あまといふをたゞ知康の
 せめに諺を所法皇既に御誅罰あまといふ
 て手小属を兵とせむを馳参りしは其
 憤不堪なる故也此事死を救ふの策して君
 側をばらふ能擧とそいふはたゞ
 義仲最後の軍なれといふは又いひふく
 ず鼓のうらやあまてきてよなきといふ
 也そのうち松殿能仰ふたの院成を出し

まいらを關官の人をそ出と類理りた
 ぬ男はあま頼朝が義仲を討れり事さら
 小多謂なりといふはたゞ松軍をむと
 せしを心得らたれは秀衡小なされ
 といふ院宣を木曾の謀也といひしを心得
 也此度兄弟小兵はあま法住寺殿
 の事ありしを聞て其罪を問ひしはあま
 義仲法住寺殿をやきし時とて小東軍を熱田
 小至れりといふは頼朝が心いふ小多は
 らせいとあむるを免小あま也平家物語盛衰
 記等小みえし所を木曾の田舎人なりし由と

讀史餘論
 卷三

法住寺殿残やさしとの事此を見え、其餘乃
罪を聞え、法住寺殿を焼し事を先論せり。
田舎人の禮ふならぬと、いりて其功浅掩
ふへき。お社らの記鎌倉乃代ふとせし所々
社多しと、頼朝の地をたきむとせしつと
つひし其辭残得たりしと見え、又玉海、清
原頼業、苑そらに無實申せしハ、わらさ時信
西并し其子俊憲とむ法あり。法皇不許時御在
位此比也。俊憲申せしを今上、暗主也。治國の
量あら、次、晋惠帝、八王、小挾社て兵亂おむとな
うりし、あふとくをいへ、歟と果して其言を

と、誰の先見の明を感じとるべきといひ
と也。按、あまに此院をいぬ、今宮と申せし時を
鳥羽院、美福門院を愛し、多いて近衛院を位し
は、申と社し、うを宮殿をたし、る免む社を、
其後女院の崇徳、残社をみ、終ひし故、思ひ外
ふ此院を即位あり、と社と二年をうり終ひ、
と保元乃亂ありき。其後いくふと、なとて寵任
し終ひし信頼うと、免しとらる社多いて平治
乃亂あり、其後又二條院と御心より、うらけを
故、小嫡孫の六條をたろし終ひ、ん料、清盛を
頻り擢任し、多し、う社を權を恣ふを、あふたよ

續史余論
卷之三

いて、うらぬ輕薄な輩と云りて平氏を滅
 さむとて遂に兩度もてとらり終ひ、今又
 知康のとき、輕薄な者の讒に申可旨にうきて、
 義仲の大功をすて、忽ち誅するはむとて
 とらを社を妬みて、寵臣功臣を免にとら
 へ、遂に不事前後四度も、不仕しちや、そは社
 を賴朝に托ひやうと社を、遂に天下の權を奪
 へ、遂に保元乃亂後、とて、そは善政に
 行ひ社を、皆に社信西らそらに申と、所
 也。そは社を、才略のみを、知りて任用
 せら、社を、いふは、あら、御乳母乃夫を社

たり社の中、旨は、保元乃亂後、とて、
 憲に、帝の非器、社を、社を、社を、社を、
 崇徳院と文、社を、社を、社を、社を、
 社を、社を、社を、社を、社を、社を、

義仲や社を、のら廿二日、師家が攝政をとく免
 て、基通再び攝政、長者を、是又法皇に御意也。
 廿九日に東軍京を、二月五日に夜、義經三草
 山に兵をや、七日に谷に陥る、此に法皇、
 松殿基房に御使あきて、去年基通職をやめ、社
 一時、右大臣兼實を、十二歳の童子師家を
 攝政と、朝を輕ん、私をい、義仲に黨

朕の西幸を勸む。朕を西を今日あらむや。仰ら社は基房陳そ多小辭なり。平氏攝州小至り。日勢振ふと聞えて内應の人人多し。一苦敗と聞えて。社らの輩皆たそる。兼實一人義仲小黨を以平家小通し。そり社を頼朝に社を聞て中原親能小むらひて。朝政政正さ。小は右府を以て當職さ。むらひて。親能ひら。らに中納言雅頼小語る。雅頼又兼實小告し。玉海小出川。三月廿七日。頼朝正四位下。秀卿自六位叙。四位例也。四月。頼朝義仲の子義高。殺す。六月。範頼任三河守。八月。義經左衛門少尉。檢非違使。

左。頼朝不快。義經を西海小むらひて。京都戍守ら。義經を以て平家をうた。九月。義經叙從五位下。十月。院内昇殿をゆるは。頼朝彌心。文治元年。二月十六日。義經西征。十七日。渡海。十八日。陷屋嶋。三月廿四日。義經與平軍戰長州壇浦。敗之。先帝没海。平氏悉殲。西海皆平。頼朝命範頼留鎮九州。徵義經還。四月廿二日。基通加茂詣。法皇御見物。按す。去年十二月十六日。基通春日詣。時人。兵革うら。神鏡。また御歸洛。饑饉又加ふる。大營を。事時。世。

六日神鏡神璽入洛。廿七日賴朝叙從二位玉海。賴朝の賞を議せしめらる。清盛叙正三位凶例也。賴政叙從三位。ハウロトク。正四位下より三位を歴す。二位ふを付けし也。五月義經賴朝六郎誓紙を遣し。因幡守廣元小就を遣し。使して龜井誓紙を遣し。因幡守廣元小就を遣し。訴し。賴朝不答。其後義經宗盛父子をみて。行腰越ハシ。小至る。鎌倉小入。事を由り。六月。經宗盛父子をみて。歸洛盛衰記。平家物語長門。平家物語小。對面小。東鑑。宗盛父子を近江篠原小。て。さらる。玉海小。義經篠原小。ありて。大藏卿高階小。泰經小。就て奏して。いとく。彼父子をく。りて。味

す。其首檢非違使小。附て按檢七。社人也。但路頭小。をつ。や。法皇小。の事を議せしめ。らる。無實小。官高して。帝家外。戚小。使廳小。附す。ら。法皇小。賴朝義經を憚て。ふた。勅問あり。無實小。を決し。た。と申さ。ま。法皇御心を。彼首を。使聽小。多々獄門。懸ら。八月四日。賴朝佐。佐木定綱を。近江兵。殘具前。備前守行家。を討む。行家時。十四日。義經無。伊豫守院。別當たり。京師を。守護す。を宣下あり。改元今日。東鑑今日。除目と。百練抄。不見此。月法皇。義朝朝

の墓小勅使左少辨 藤兼忠ありて内大臣正二位を贈ら
 不平家物語九月頼朝梶原源太左衛門尉景季を京師
 小遣し義經を伺しむ九月二日小遣りて義經小
 命すまじ行家を討へしとりて死此時義以てす經病
 行家を多追討す平愈のちを稱す此月範頼自
 西海入洛十月廿日に鎌倉小至家十月二日頼朝
 土佐房昌俊に八十三騎をつきて義經を討しむ
 此日鎌倉を以て行程九箇日小定かりて白練押
 小十月十七日今日被下源二品追討宣言延尉義
 經雖申漸上皇都無御承引而再三申之難治之間
 忽有公卿僉議大内西府以下諸卿多參入各申云

平家義仲等之時事雖不起於睿慮隨彼等申請被
 下件宣言今又如此不可有異議者仍宣下今夜子
 刻許義經宅堀河軍兵自四方攻寄有夜討之企義
 經忽合戰罷來勇士皆悉逃散此間院中騷動四門
 等被閉義經進使云奇怪之輩皆退散不可驚思食
 者件張本者土佐房云々東鑑此時右大臣無實意
 見殊被盡理皆是關東引汲之詞也内大臣基通不
 被申分明之儀左大臣經宗早可被宣下之由申切
 帥中納言經房再三傾申之云々按すまじ東鑑所
 記少異而詳注于下十月十三日義經潛以院參
 て申云行家關東小叛して兵を起さむと其故

言史良記 卷三
は頼朝の事を誅せむと云ふ事を聞いて、いふれ
る故ありて、罪なき叔父を殺す、よやの旨、鬱陶
す、ふふとて也。義経は、これを制せしむと云ふ承
引なり。又義経の事、平家をわろほし、世を静
謐し、属せしむ、豈大功と云ふべし。は、休らむや、云
うふ、頼朝の功、伐思ふ、そのらひあつ、所
の所領もくを、改變し、刺誅滅の、結構を、其難
をの、終んぎ、行家も同意し、訖、この上、頼朝
追討の官符を賜ふ、勅許を、らん、ふは、二人
共に自殺す、と云く、行家の鬱陶を、ふと
む、さりとて、仰下さる、十七日、昌俊六十餘騎に

て義経の宅を、罷ふ、家人等、西河邊、小道逢、るの
間、無勢也、忠信を、相具して、門を、ひらき、うき出て
戦ふ、行家、うら、りき、去りて、ふき、戦ふ
の間、土佐房等、退散、義経、院参して、無為、終る、を
奏す、十八日、昨日、義経、言上、此事、議定、ある、ふ、當時
義経、は、外警衛の、士なり、云、濫行、あらむ、ふ、誰
の、た、れ、を、め、く、辱、今、の、難、を、の、り、れ、ま、ん、た
め、先、宣下、ありて、追て、子細、伐、關東、ふ、仰ら、ふ、へ、し、
頼朝、定て、其、憤、を、らん、歎、の、り、治定、して、宣下、
上卿、を、左大臣、經宗、を、廿二日、ふ、土佐房、や、た、れ
一事、關東、に、聞、頼朝、は、南御堂、の、供養、を行、ひ、

續史餘論 卷三

廿五日、小勇士等をつらば、尾張美濃、小至りて、足近洲俣の渡を兩國に任人、小守らるゝ。入洛して、義經行家をうつゑと下知し。廿九日、み川より、鎌倉をそら、東海東山、北陸の兵を催促す。平家物語 記、此時、範頼を上せしと也。東鑑、小、十一月、小山朝政、結城朝光等五十餘人を上す。十一月、一日、駿河國、黄瀬河、小陳し、京都の事を伺ふ。三日、義經行家院参して、後西行、義經九州地頭、勢 二百騎をとり、義經行家法皇を奉り、西 の兵を聚む、共皆服也、故、五日、小、關東より 四國、西海の地頭を請ふと也。發遣の武士、入洛、頼朝、忿怒之趣、左大臣經宗 小申す。今日、河尻、小至り、攝津原氏、多田、茂

人行綱、豐嶋冠者等戦て、うちやめらる。然れども、義經の兵を落し、勢を残り、その多うらむ。六日、行家義經の船、大物の浦、小く、之、心、七、日、義經 都を出し、事、黄瀬河、小聞ゆ。今度、此事、宣言と、い、 廳下文と、い、い、 逆徒の申請、小任せらる。何事、小の度、の、勲功を、うて、ら、れ、や、の、う、 頼朝、を、 了、に、 鬱怒す。八日、大和守重弘、一品房昌寬等、を、都 小遣す。鬱憤、を、 申さる。所也。十日、還、鎌倉。十一日、頼朝、の、鬱怒を、聞、名、た、と、 義經、行家、追討の院、宣、茂、畿内、近國、の、國、司、小、下、さ、る、 十五日、大藏卿、泰經、の、状、 鎌倉、小至り、行家、義經、事、偏、為、天

魔所為歟彼所請為避當時之難一旦雖似有勅許曾非叡慮之所與賴朝報云行家義經謀反事為天魔所為之由被仰下其無謂事候天魔者為佛法成妨於人倫致煩者也賴朝降伏數多之朝敵奉任世務於君之忠何忍變反逆非指叡慮被下院宣哉云行家云義經不召取之間諸國衰弊人民滅亡歟仍日本第一大天狗者更非他者歟

按多小賴朝行家義經を誅せんとす事甚いそ社なり初賴朝鎌倉小入里よりつりすてに自家を經營する乃志ありと社を東國の豪家を故なく誅滅し又義廣と戦ひ義仲をうたむ

原本方作
問雙任變
非

とせいの類悉く皆己小害ありむとをくらひ
ハ也平氏の暴逆強誅せんを稱すと
と走兵を擧て四年の間一騎をうて西せいの
次富上河の戦し彼來社るの故小應
郷をいさよに押領して己小功あるもの小
割あふいうて是残朝憲を重くすといふ
と義仲をうちてを移して小京に入て平氏
を追落し朝賞小預りしを惡しむ故也然る
小義經その心を得すして院中に伺候して朝
賞小あつうふりしは兵残用ふ乃方天下に
雙なるりしをたつとも賴朝の忌たむ所

言史館記 卷三
也。此を頼朝常に彼ら兵權をうばひて其勢を孤くして平氏滅びしめし小治を推す小治や其のらんを依るつれり頼朝をつら朝小二心ある故小朝志阿ふものを思ゆるなり。義經已の弟を皇といへと。當時すく小朝臣小列して京師の鎮護する。然る小此を輦輟の下に殺さむとす。此豈臣の心そのくふらんとや。上皇此暗弱なふを利して行家義經の事成以て小治をたひやり参らするに木曾と平氏を滅すの功あり小此なり。るしめ小平氏此兵威を推し義仲の功也。終

小平氏を止むる義經の功多し。つひは一義仲殺誅と事法住寺殿をり参らせし罪を問ひしむる非矣。東軍此京小入るし時孝もくつれ凶悪の日小あひしむる。頼朝朝の御事をあふまは討しといふをいれを此ふ也。或たもつらく義經終小頼朝小むむきたるさらは頼朝のつれを誅せんとせし事。理りともいふへいと云ふ。然るにあらす。義經をめぐり頼朝小二心なり。つれ頼朝の姦計ある事を知らず。いしつれ頼光頼親頼信とく義家義綱義光のふとく。兄弟共小朝の御まもり

讀史餘論 卷三

當る一とのを思ひて、頼朝乃代官として義
 仲をうち平氏をやり、後京師を守護して
 院中不伺候たり。然るを頼朝不快乃氣色あり
 一は、いふ一して其心をこらむとたむひ
 さはまき、範頼平氏をやる事のないうは
 不及いて、義經讚岐小む、い時渡邊にて風
 あらく浪高き、真先、船を出す、大藏卿泰經
 こ社を諫め、小義經殊小存念あり、一陣にお
 りて命をすてむとたむふといひき、その志も
 此度の軍、小はと成得んを最初小討死
 下、一、勝とを得、頼朝の心もやむらさ

なむやと思ひ、小非すや、うとてに頼朝の
 左免小心を盡しぬ社と、頼朝さら小、い、た
 も小心もれく、平氏はるい、日、さみやうに其
 兵權を奪ひて名還す、此のち數通の起請文を
 以て二心をより、を申さ、いとそさら、にゆ
 はさ、次、法、い、小討手をさ、むあ、り、此時義經
 とつら、ら首刎て、る、此年、比乃志をあら、はさむ
 多、い、さ、あ、ら、は、その餘、ハ自ら死、救ふの謀を
 出さん、ふ、さ、あ、う、義經院宣を申請、事やむ
 ことを得、さ、ら、に出た、其志の、を、た、あ、は、た、む
 遍、ある人、又、た、あ、う、く、義經の志、驕て、勇

を待みきみつら其禍をとりたむ、河加ふる
 小景時の讒を以てとりふ、此を又頼朝小
 黨をもち説也。範頼の愿して怯たむをつひ
 一死をまねるをす。其死せし時誰か其を讒
 とし、たもあにつひ頼朝の正きをそのく弟ら
 心事最難しとつひなり。不慮なれ

○ 鎌倉殿分掌天下之權事變

頼朝十四歳の時、二條院永曆元年三月、豆州小流
 さ、社高倉院治承四年八月、三十四歳より兵を起
 し、杉山の戦、小利をとりて、房州小比、九月、上
 總、下總を占めり。十月、小武蔵を経て鎌倉小入

ふ、つひ頼朝房州小有しと、藤九郎盛長を
 て千葉常胤をうたらし、常胤盛長小就て申
 じ、つひは、當時の御居所要害の地、小阿ら、又御曩
 跡、小あらず、速に相模國鎌倉小出さふ、つひと勸
 め、つひより、つひて、終、小鎌倉小住とら、社、也、つひ
 征の日、鶴岡を勸請し、義家、社を脩し、義朝、つひ
 龜谷小住とら、曩迹とら、つひなり。
 て頼朝、行家義經をうつ、つひと、つひ黄瀬河、つひ
 ち出て、つひら、鎌倉小歸り、つひ時、つひ十一月十日、つひ
 二日の事をり、頼朝、鎌倉に歸り、つひ後、平、時、つひ今度
 政、小兵を、つひ入洛せし、つひ京を守り、つひ今度
 八、關東の重事、社、沙汰の始終、乃、趣を思ひ、煩
 八、社、つひ、因幡前司廣元、謀、小申せ、つひ、世、巳、つひ、澆

季ふして梟惡の者尤時を得たり。天下ふ反逆の輩あらむ事更ふ絶へらる。東海道乃ちちんちんをのくてもしちを。静謐き多し。多しと。姦濫さた免て他方ふ起らむ歟。これ鎮めんを免に。毎度東國の兵を發せられん事人人の煩也。國の費ふり。此のいてを。諸國ふ御沙汰を交へ。國衙。莊園とに守護地頭を補せられん。あなを。ちんちんを。早く申請せられん。と。いひ。頼朝大ふ悦ひたり。十一月廿五日。北條時政入洛。此日また行家義經を尋索せられん。宣下。廿八日の夜。時政帥中納言經房ふ就く。補任の諸國平

原本
土作
云非

均ふ守護地頭。權門勢家の莊土を論せ。兵糧米段別五升を充課せられん。と。依り。廿九日。ちんちん申請せられん。御沙汰あり。と。仰下。即日定驛法。不論權門勢家之所領。課往來之兵糧。と云く。十二月六日。頼朝行家義經同意の廷臣を罪科ふ處せられん。を申請ひ。又右大臣無實に状を獻す。その大略。ちんちん平氏都を落し。ち。畿内近國の武士。み狼藉を停めむ。免。久經國平二人の使を差上。とて院宣を賜て事。行ふ。と申せられん。彼國國大略沙汰。鎮免。は。重て別の仰を。ちんちん鎮西四國ふ下。遣す。然る

小義經九國に地頭を賜り、行家四國の地頭を給り、すてに下向の處に、風浪乃々免ふ從軍もくを覆没す。のれらを尋求めしむの間、國國莊莊門戸戸山山寺寺、定て狼藉の事候へん歟。今小ためてハ諸國莊園平均小地頭職を尋沙汰すべく候也。六社身の利潤を思ふ小あらは、土民をくハ梟惡の意ありて、謀反の輩小値遇し、そくを脇の武士小就て、事を左右より世奇怪をあらはさむ歟。其用意ならむる向後四度計るるハ、後、其、後、統、例、有、限、正、稅、以、下、國、役、奉、家、に、雜、事、を、對、捍、を、致、し、若、懈、怠、を、致、さ、る、殊、小、誠

を加へ、其妨なく法小任とく沙汰いたさへしと。云々、此年賴朝撰、勇士分監西海二十六國、十七日、賴朝の請小よきて、廷臣多く見任を解却せり。二年三月朔日、賴朝小勅して六十六州總追捕使となし、諸國各地頭職を置しむ。時政小七箇國を賜ひしと、堅く辭してうけぬ。關東知行の國を相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豊後等九箇國なり。十二日、内大臣基通を免して、右大臣兼實を攝政とし、氏長者賜、隨身兵仗聽、牛車、此月時政歸鎌倉、武士廿餘人を京小く、左馬頭藤能保をして京を守しむ。此より能保の威や、盛也。賴朝の奸智。五月、能保兵をして行家を和

泉國よりてう川の子光家をうたふ。三年三月。基
 通再賜隨身兵杖。頼朝、義経ハ秀衡ハ許小あま
 聞て、使をそせて奏す。此秀衡義経をこすきて
又逆のりしをようさしを
 りうくして、廳下文を奥州小下さゆ。頼朝又雜色成
 遣す。秀衡異心をこよりを申す。雜色の申す所を
 きて、小用意の事ある歟と云々。又此事、成京に申
 寸。十月廿九日。後五位上鎮守府將軍陸奥守藤秀
 衡平泉館小卒す。秀衡父基衡小伝きて、陸奥出羽
 を領する事三十年。後妻此子泰衡、成嫡子小七人
 とす。錦戸太郎國衡、泰衡と心よりうたふ。秀衡死セ
 んとある時に、泰衡の母をそて國衡の妻とす。中

をほらじ、泰衡國衡、泉三郎忠衡、本吉村者隆衡等
 小誓りの義経を大將軍とす。國務とす。お趣し
 といひ、死す。五年。閏四月晦日、義経、民部
 少輔藤基成衣河館小自殺す。泰衡數百騎よりて、嚴
 ひりのを、ま川妻をこりし子女子を殺して、四歳自
 害す。ぬ。三十一歳五月廿二日、申時、奥州の飛脚来。六月
 十三日、泰衡使新田冠者高平義経の首を持来。義
 盛、景時腰越、小出むらひて、實檢す。黒漆の櫃小入
 觀者皆涙を拭ふと云々。義経死後十日、泰衡日
 ころ、義経を隠し置し科をて、小反逆しす。た。里
 こ、此を征す。さ。を下知す。此日、京師より、能

保の状来り奥州追討の事内ニ申されし處沙汰
 を經らる關東の鬱陶黙止うたしといへども義
 經もて討られぬ今年大神宮上棟大佛寺に造營
 彼是計會を追討の事猶豫ありしと也廿五日
 ふは追討の宣旨を給ふと申す廿六日泰衡
 誅忠衡三義經三同意もて其間宣下の旨あるに
 たり義經死後按ずる此と二月忠衡う
 たり十五日東鑑もてえし所を六月廿六日乃
 事也たもふ東鑑乃説えらるべき歟世小傳不
 此時義經死なると思ふ忠衡のむと小のかれ
 たりと一義經已に自殺して館小火を

たりしともし歟泰衡の獻せし首真なる小を
 あらし泰衡が始を義經すて小死しぬとたもい
 一に其首を得たれを似たりとて首をて酒
 小瓶に一日數歴てのち小鎌倉小送れりやの
 くて忠衡の義經を助るを奔らるり残さるて
 討しなふ一頼朝を疑ふ所ありしは云きり
 小泰衡を討へしと望申せし歟世小傳ふ事此
 にくならん小忠衡の討れし義經の討れし
 するをさる百日に近し忠衡をて小討れし上る義
 經死しるを小あれ事智者を待すして明らる
 也義經手を束ねて死小就へる人あり不審

讀史餘論

卷三

七

乃事なるとそ蝦夷の地小義経の家乃跡何ぞ又
 夷人飲食不必ま川ふ、予のいもゆゆヲキクルニ
 とりふを即義経の事して、義経此ちうは奥へゆ
 さしなるといひ傳へしとまひふ也。晦日、頼朝大庭
 平太景能の故老を多をきて相議して、いとく奥
 州征伐乃事天聰を伺ふに、今に勅許ふく御家人
 等残りしあ川免し事いふ有へきとありしに
 景能もみやうに應じて、軍中聞將軍之令不聞天
 子之詔といへり。既に奏聞を被、経のうへをあふ
 うち勅許を待たふふ辱らる、川泰衡ハ累
 代御家人の遺跡をうけつぎしもの也。綸旨を下

はれすとそ誅罰あらんと何事の有へき。集れり
 兵士數日を費し事却て人乃煩也。そやく發向あ
 るへしとりふ。頼朝大小悦ひて鞍馬を賜ふ。七月
 十二日、定めて宣旨を下さし人歟軍士をて小集
 り日茂経るの間官使を下は進んふは遅滞し
 し。能保小仰きて彼飛脚して送るへしと奏して
 十九日に出師。八月八日、石那坂小戦ひ。九日、大木
 戸をやふし國衡をうち連戦皆利を得て、廿一日、
 平泉を陥り。九月三日、泰衡の首を得る。二十九
 月九日、陣岡して七月十九日、小下さる、口宣院
 宣等至れり。十一月三日、鎌倉小歸る。小社うを六

十六州とくを賴朝につらさとせしむ所となせり。
 建久元年十月、賴朝上洛。大納言の二年十二月、無
 實關白となす。三年三月、後白河法皇崩す。七十在
 位三年のち、二條、六條、高倉、安徳、後鳥羽まで五
 朝の間院中より政務を聴きふと三十四年、保元
 の亂後、信賴、清盛、義仲等、つたりにくる。みまひ
 して、賴朝のなきを推戴して安樂に終り、後へ
 里とせしむ皇威のたろろへ、天下終り武家に歸せ
 事らふ。小始ふ。七月、帝始て政をみつらす。
 賴朝を征夷大將軍とす。六年二月、賴朝上洛。東大
 寺供養のきあ也。政子、賴家同しく入洛。七年、十一

月、兼實上表内大臣基通關白とす。後初兼實、長
 女入内して中宮たり。皇子誕生なるとり、
 ち、賴朝の女、入内せしむとせしむ。時、小
 權大納言源通親、帝の乳母三位局藤範と通して
 相謀りて己の女を、これに帝に愛して、
 賴朝乃女入内あらむとせしむ。後、い
 そくに奏して、此事をやむ。承仁法親王を帝乃
 叔父とて帝とむつましく、日日小宮中に入ると
 丹後局榮子と密通し、此丹後局とり、後白
 河法皇の寵女とてあり。は、法皇のく、これに
 て、中宮の事を專し、播磨備前兩國務を領

して新小大莊をいふを以て無實頼朝とて
 して其社をとり免らば、社も無實を恨て承仁
 通親と黨して、帝は遊宴を好て無實、殘憚り
 をもを見て、隙に乗じて、其社を讒し、進奏、事頼
 朝悦ひすと稱して、帝乃心をたう社、め帝悦
 ひすと稱して、頼朝も、無實の上表を悦ひ
 其職、殘や免、基通、殘をめて、社も代ら免
 其猶も無實を流刑、小申、免、其罪、
 是は帝ゆる、社も免、社と其詐をば、
 中宮も無實、社關白をや免、社、
 を出て、八條院、僧正慈圓を天台座上を

やめ、社も承仁法親王を以て、
 七月、頼朝の女死す、初無實の奏、
 宣あり、社も俄も無實停職を聞、
 死す、頼朝つまひら、通親、
 女あり、來年入洛して、女御、
 め、社も事其沙汰あふ、
 皆是を懼る、九年正月十一日、
 通親、帝の朝務、小倦み、
 専にをん、う、免、
 十九歳
 帝四歳

土御門院、後鳥羽第一子。母を承明門院内大臣
通親女實は法印能圓の女也。能圓、去勝寺、執行也。能圓、位殿の兄、始後鳥羽を四宮と申す。能圓、養子なり。刑部卿範兼の女範子初能圓、能圓、養子なり。能圓、通親の妻なり。關白基通を攝政とす。頼朝讓位の事を聞て大不たるとり。又を疑ふ。十月基通賜内舍人隨身。基通蟄居年を経ず。兼實職を罷ら。此のち又あらは。皆通親のをらひ也。此れより近衛九條の兩流よりいふ攝關より。此時基房師家猶た。此れとて松殿の流を衰ふ。正治元年正月十三日、頼朝卒。三十一歳。愚管抄。頼朝病中書殘兼實不贈り。此れより入洛

して朝儀を正さんとた。もひい不幸にして此
亦至ふ命也。とり、頼家十八歳まであとをたき。
外祖時政の遺き。四月、高雄乃文覺隱岐國
一流さ。平家物語。後鳥羽院御遊をのき。昔と
をけせたる。まに政道を一向卿の局。即通親の妻。範子
乃ま、也。けき。人の憂歎もやま。次、吳王劍客を
好む。は、天下小疵を蒙るもの絶。楚王細腰
を愛せ。は、宮中より死する女。た。のり
さ。上の好む。に。下。従ふ。習。た。世の危き
有様を見て。心ある人のなけき。悲。ま。ぬ。ハ。ハ
う。り。中。二の宮と申は。守貞親王。後正道

讀史餘論 卷之三 三十一

を專とせし勢強ひ、御學問にこそせらるるは祿を
 文覺をたす後、き聖にていふふまゝ事なる
 ころひすへり。いふふて此君を位ふは
 奉らばやと思ひ、祿をまこと頼朝のたは
 程を思ふは、祿す。うて頼朝を強ひ
 文覺頓て謀叛を起さ、祿し。忽ち漏聞えて、宿所
 二條猪熊なる所、官人とてあまたは、祿て
 八十、小餘て搦捕て、終に隱岐の國へ流さ、祿を
 都残出ふて。是れと老乃波、立て明日を知ら
 ぬ身をたて、勅勘を祿とて、都に邊も置
 して、はるく隱岐國までを、祿を。毬杖冠者

こそ安らね、いふ様も我流さるる國へむ
 一とらむ、あるものをと、たて上りて、そ申け
 る。す、此のち、國へ、い、は、さ、祿、ま、ひ、時、文、覺、の
 亡靈あはせて、たろろ、事とて、多うり、事、常々
 御前へ参り、御物語とて、申けふとて、維盛子六代
 禪師坐、事見、誅、十二、三、十、餘、僧、と、な、り、死、す、二年四月、立、守
 成、順、德、院、の、御、事、為皇太弟、源通親を傳とす、守成乃母藤
 重子上皇の寵深、うり、か、は、守成も、又、鍾愛、諸皇
 子に、こ、ゆ、通親上皇乃、御心、成、さ、と、り、て、勸、ふ、其
 傳となりて、彌權を、ま、建仁二年正月、兼實、難、染、
 十月、正二位内大臣源通親、薨、我、愚、管、抄、小、通、親、

妻二位局範子死してのち承明門院も宮中を退
 きて終ふ通親傳ひ小叅社りその實子にあらと社
 を私通せりとモ又人をもつて社りともいひき
 十二月基通攝政をや免て左大臣良経代社り愚
 管抄小古者前官執柄存者少也此比を基房を入
 道殿下といひ其子師家を小殿下といひ基通残
 近衛殿下といひ兼實残九條殿下といひ良経を
 當殿下といひ同時五殿下あり未曾有之事也と
 三年正月權大納言藤宗頼卒其妻ハ承明門院乃
 母範子の妹もて卿三位兼子とり小外戚小つこ
 て上皇につらへて權を專ふ宗頼の社り勢よ

らるる身を起さる宗頼死さ一のち妻の兼子の
 とほとをなく上皇小奏して前太政大臣頼實の妻
 たらむ事を乃らみ々々頼實宮中を權を執らむ
 とをたもひて悦ひてむらたりお社らる頼實
 院中政事あつらふ九月實朝將軍に任す元久
 元年春乃比北面の士猶少として西面の士をた
 さい武事を六のそむひ七月守治小狩しむひ留り
 多ふと數日みつら御衣殘脱て水小嬉さふ
 此比は關東をむらり二年四月頼實の女麗子
 臨ふ御心ありとてを二年四月頼實の女麗子
 を女御とすふまを頼實の前妻藤隆子の生み
 所也そはち兼子殘娶りて隆子をも出し兼

子麗子を帝北御成長の後入内とて免むと思ひ
 てたの社の子なら社とそやいなひうを頼實既
 小相國を辭しけるふたひ朝權を執ふへ
 とたそひ妻乃兼子にまきて左大臣小任とら社
 ん事茂上皇ふおひを社とそ相國をそ一人の降
 りて左大臣たらむといふ社なるとてゆき
 以後今春帝御元服ありて攝政良經の女を女御
 小參らさんとて頼實兼子をしてたの社の子の
 事をひそかに申しなむを麗子入内とて上皇良
 經は東宮順即位茂待てりの女をば后ふなさ
 るとて麗子を女御小參はる建永元年二

月良經寛弘長道寛治師乃例を遣ひ上巳曲水宴を
 行ふ魚とて上皇を臨幸あふりて京極の
 第を修造し山をたき木をうゆ池水茂湛へて巴
 宇能流を通し住吉の松をわらちうたて三月攝
 政太政大臣従一位良經盜の首めに殺さ廿八
 此事或は上皇其鎌倉と親しく又は才藝をい
 みて了る一とそ或は定家倭歌のたの社小
 敵一とそををりて也とも管為長新古今序を作
 らさ累と錢恨み一故也ともいへと愚管抄小よ
 ちて見社を頼實と兼子との謀ふ出也上皇は
 ちろ一免は社一や否を詳ふらぬ其盜遂にあら

ハ此さるは當時頼實無子の威をたそれ一故な
 る一ハ此さる上皇を嚴一々尋求め終ハさ里一
 也。良經の女入内れり事頼實無子夫婦志
 多ハさるふとをいさしほ里終ひ。ハ此ら又上皇
 乃御覺一ハさるてやハさる攝政殿残うた
 不け申さ一ハ事起れ也。左大臣家實攝政其
 父前關白内大臣基通賜隨身兵仗九條の流衰ハ
 也盛十二月前太政大臣頼實賜隨身兵仗承元元年
 二月僧源空讚岐小流され其弟子安樂住蓮を誅
 す愚管抄小源空ハ徒勸入禰念佛則不妨犯女食
 肉云々四月前關白從一位太政大臣兼實薨九條

殿の祖。後法住寺關白といひ又月輪殿といふ十六
 歳二年此比より上皇鍛冶を好まひ十三人此
 番鍛冶を定然らふをつらまうた勢終ひ前太
 政大臣頼實二位僧都尊長等鉦伐りの柄小
 菊を銘せらふ四年十一月帝傳位於太弟時小帝
 順徳也上皇東宮伐愛しまひ家實頼實ととりり
 帝伐はたろ一奉らふ家實關白より上皇を奉
 院とも一院と申し上御門を新院と申す
 順徳は後鳥羽第三子承久元年正月廿七日夜小
 源實朝此事あり治承より承久二月二位殿信
 濃守藤行光伐使とりて雅成頼仁二皇弟をえら

續史餘論

卷三

三

みて鎌倉乃主とす。さういふを申さる。これうを
 さき二位殿上洛の時。二位局無子の頼實と約し
 ひしむ。實朝を子れくを。皇子一人を養ひま
 らせて。鎌倉の主とせむといひし故也。行光志
 さりに望中。又義時等連署乃状を上りて望み
 一不。そし然らば天下小二君ある也。とて。上皇許
 一まハ。閏月。義時とうきて。實朝乃後室をして。
 坊門内大臣信清乃女。左大臣道家の季子をつとせんとせん
 とを請ふ。故中納言能保の妻ハ頼朝乃女兒也。
 子此生。女子攝政良経不嫁して道家をうみし
 也。外戚ふつきて。道家の子を源義朝不々外玄孫

也。六月勅許あり。六月。三寅丸下向。七月。大内守護
 右馬權頭源頼茂源三位子下野守頼氏上皇
 乃命ふ。そむきし。は。西面の士小仰きて誅せら
 ば。頼氏い事とら。頼茂等逆類と共に仁壽殿小
 入て。大内小火をうきて自殺す。朝廷に重器多く
 や。名ぬおきま上皇源氏の一族。あて承久三年
 能夏不木よひて。いとゆる承久能亂起りぬ

讀史餘論卷三

讀史餘論卷四
筑後守從五位下源君美著
萩原裕校正
北條九代陪臣より國命を執りし事付
皇統分社并攝家五流となす事七變
承久記小義時勅ふ背きし事乃起り信州住人
仁科二郎平盛遠より子十四と十五小義時
て熊野一詣しに一宮御参詣の時御覽し尋ら
きて二人の童西面小忽し仕ふる盛遠面目の思
をなして去るを同しく参は義時聞て關東御恩
乃者ゆゑは社なく院中此奉公不心得とて關東

讀史餘論卷四

筑後守從五位下源君美著
萩原裕校正
北條九代陪臣より國命を執りし事付
皇統分社并攝家五流となす事七變
承久記小義時勅ふ背きし事乃起り信州住人
仁科二郎平盛遠より子十四と十五小義時
て熊野一詣しに一宮御参詣の時御覽し尋ら
きて二人の童西面小忽し仕ふる盛遠面目の思
をなして去るを同しく参は義時聞て關東御恩
乃者ゆゑは社なく院中此奉公不心得とて關東

御恩は二個所茂收む。院宣を下さず。還一あたふ
 處一と可きと不用。是攝州長江倉橋兩莊を院
 中に召仕らる。白拍子龜菊小給りたり。其地頭
 等領家茂忽諸一を社に龜菊憤り。改易す。一
 仰下さば義時地頭職に事上古よりなう。一茂
 頼朝平家追討の賞に中し賜はゆ。一追討六個
 年。間國國地頭人等父子兄弟郎従を討ま。一
 勲功より祭てわらち。一所をさや科な。
 くして今義時。てからひよ。改易をえす。一
 一として。社を不用。一院はよく憤り。一ひて國
 國乃兵を事に。一勢て召社。一。正統記の論を

不用下恐
 願長一
 條分註

按るに、此亂盛遠龜菊の事。小起。まふ。小はあら
 ず。頼朝薨。後より關東茂滅さん。年比御
 心。終より小思。召より移。一と。そえ。一。社をみ
 川。ら。武事茂習ひ。む。西面。社侍等。を召加ら。む。
 實朝の代。小至り。關東御呪咀。事。と。多。り。承
 久記。小も。當大臣殿。官位。を。除目。よ。望。小。も。
 過。て。ふ。社。を。是。官。打。小。世。を。免。と。て。三。條
 白河の橋。小關東調伏。乃堂。を。た。て。最勝。四天王
 院。と。名。付。ら。ば。は。ま。る。大臣程。を。く。う。た。社。を。ひ。
 う。ハ。白河。社。水。乃。木。を。ま。え。あり。と。て。急。死。こ。わ。
 社。を。令。り。な。と。も。志。死。せ。り。實朝。死。を。一。時。小關東

乃長久後祈まふ陰陽師數人そ其職をやめらま
 らはる二位殿の皇子哉申請られ 哉勅許るら
 りしに、か後て其御志此比に決しあふとるま
 らまぬ。かくて承久三年四月廿六日順徳讓位於
 東宮時小順徳廿五歲東宮ハ四正統記承久三年
 の春此比に上皇思召たりとあり合終く俄小
 讓國し給ふ順徳御身をうろ免て合戰の事をも
 一川御心小心を勢給ふん御謀ふや關白家實を
 罷て左大臣道家攝政きり此後後鳥羽院本院と申し土御門院中院と申し土御門院在順徳
 本院と申す後鳥羽院順徳を御心哉一たりて

關東城追討の事を議せられ小土御門院諫
 免止めはひし也承久三年小土御門院大寺大臣諫め止
 かくて一院北面能登守秀康に仰きて三浦
 駿河前司義村の弟平九郎判官胤義當時大番小
 て在京と一小仰合さる胤義と義時小心よりから
 社を領掌す五月十四日一院高陽院小渡り多ハ
 西園寺右大将公経并其子中納言實氏を弓場殿
 小名籠られ關東親昵伊賀判官光季京都守護
 して義時を参らさる一々胤義秀康等哉以て
 其家を圍むとむ光季并其子壽王冠者光綱四戰
 死其後中納言光親奉て諸國一院宣を下さる關

東へハ狎松としぬ者御使をり。胤義も使下して
 兄代をくむ。狎松足らざる代以て撰らる。秀康ら
 所後也。同月十九日午時小。兩使鎌倉小著く。義村
 弟を使を追返して。其状を義時小示す。二位殿に
 御堂乃御所きて。陰陽道北葎ト並あり。關東可屬
 太平姑占あり。諸士群集の後。二位殿秋田城介景
 盛して仰ふ。承久記小。皆心を一にして承
 社。六邊最期の言葉也。とて京方小参らんとし。又
 留て御方小候て奉公仕らむとも。只今とて
 中へき社とあり。皆一同小御方とらん
 一。成領掌をり。此時頼朝の恩小よりて。諸侍昔
 小。此時頼朝の恩小よりて。諸侍昔

上総下
 有下総
 字

申。此日小。義時が宅より一族并出老者會
 議す。意見と多くを述べて。大略を足柄。箱根の道に
 不さきて待軍あり。とて。廣元入
 道覺阿群議の趣をうかへ。今社とて。關東の諸士
 一心をうすむは。關を守り日をまざる事還て敗
 北に因ふらん歟。運を天小任を早く兵伐京師小
 發とらむ。一といぬ。義時此兩議を二位殿に申
 され。小。西上せしむらむは官軍伐敗り難く。小
 一。武蔵の兵を待て速に上洛せし免ふとあり
 一。かは。遠江。駿河。伊豆。甲斐。相模。武蔵。安房。上總。常
 陸。信乃。上野。下野。陸奥。出羽十五州十五等十五の兵伐徴を。廿

一日重て評議を是る住所を離れ官軍に向ひ左
 右なく上洛思惟ありさ歟此由異議ある故
 也。廣元又いさ上洛定ふの後日を経る小るを
 異議又起れ武蔵兵残待る事猶僻案也。
 日をうさむ武蔵の國衆も漸索一定て変心あ
 る一。た、今夜中武州一身をりとも鞭伐揚ら
 れる東國武士もく雲の龍ふさうふとく
 ぶれ一とソふ義時もく思ひ一と。た、
 一大夫属入道善信宿老よりて此を老病危急に
 間籠居と云成二位殿めして仰合され一。關東
 則安否此時小至極なり。群議をよく廻さる一

廣元善信
 二老之臣
 有輔弼之
 功

一。た、一。凡慮おれふ所を兵伐發さるれんと
 志かふ一。思ふに日數成経る所事懈緩と
 申す一。大将一人まの進發ありさ歟といふ。
 義時聞て廣元善信の議同し成悦ひ泰時小下
 知一。事此多。泰時今夜と出して稻瀬河に藤澤
 左衛門尉清近の家小宿す。廿二日泰時十八騎
 てうちた川。武部丞朝時も北道に大将してうら
 たつ廿三日宿老等ハ上洛したる由よて
 と、ま係承久記小親上社ハ子ハ留り子上まは
 親留る父子兄弟引分上勢留られ、謀一をねそ
 ろ一。社。廿五日すて小東國に兵とくを打つ。

實信下一
本分註四
萬二字

東海道大將相摸守時房、武藏守泰時、足利武藏前
司義、三浦駿河前司義、村千葉介胤經、萬東山道
大將武田五郎信光、小笠原次郎長清、小山左衛門
尉朝長、結城左衛門尉朝光、萬北陸道大將式部丞
朝時、結城七郎朝廣、佐佐木太郎實信、都合十九萬
騎也。廿七日、小勅使狎松茂還す。そこの鎌倉小至
り、時胤義、使してとあらはれ、尋ねらるるに
ら、葛西の谷ふかく、れを頓て尋出さ、れを
院宣とも、やきすてらるるに、囚れらるるに、義時
を出して、汝歸り参りて申さむは、義時不義なく
して、違勅の身と罷成候上、いと、う申に及ばず。

軍御好方、代々、舎弟時房、子りて候、泰時、朝時等を
始りて、十九萬餘騎を参らせ候。此、れ等に軍させ
て、御見物あり。猶、あき思召候。すは、三郎重
時、四郎政村、此、れら、先として、廿萬騎、相具し。
義時、そ、い、そ、参らむ、す、候と申せとて、追
出さる。此、日午の時、小鎌倉、出で、六月一日、午時
小賀陽院へ、走りつき、泣き、子細、中す。人人、興を
さき、勢、心、體、を、一、院、より、物、を、い、い、そ、武
士と、そ、上、らん、あ、と、に、義時、首を、取、て、参ら
る者、あらむ、そ、と、仰、を、う、て、守、治、勢、多、い、ら
る、一、や、尾、張、河、へ、や、む、ち、ら、る、魚、と、あ、り、た、

續史余論 卷四

抹下一本
有瀬守

尾張河破まゝらむ時、宇治勢多し防く
し。尾張河は九瀬あり、兵をまゝらむ
らば、官兵一萬七千五百餘騎、六月晦日東鑑
三日と、都をたつ。五日、東軍尾州一宮に至り、兵
分、此日山道よりむらひ、兵にやぶらば、大
井戸の官兵引退き、六日、豆戸の官兵破きて、株川
洲、保市脇等、官兵はるゑ走る。八日、秀康等入洛、
敗状を奏せしむ。宇治勢多に兵、戦ひし、一
院、中院、新院等、敵山に御幸。此日、鎌倉より義時、
釜殿、小雷震して、一人を殺す。義時懼れ、廣元を
いひ、泰時等上洛と、朝家滅び、ふけ奉らむ

もの此然る、小此怪あること、
所あり、令度乃次第、その是非大、
怖畏此限、しらら、就中此事關東、
治五年東征の時、雷震、于奥州之陣、
しり、に、最吉乃由陰陽道皆一同、
小僧等、力して東軍にら、
とし、は、十日、三院又高陽院、
勢多合戦、十四日、官兵皆敗、
門尉信綱子息太郎重綱、
十五日、大夫史國宗を勅使、
うか、辰時、樋口河原、

讀史餘論

從兵五千餘のうち院宣讀廢き者を尋ねし武
州住人藤田三郎茂樹出してよまむ。今度合戦
不出敵慮謀臣等所申行也。於今者任申請可被宣
下於洛中不可及狼戾之由可下知東土者。十六日
時房泰時六波羅に入心是而六波羅始也。凡今
度の戦殘黨多きを疑刑可從輕とて死を宥め
らるるも多し。佐佐木中務入道經蓮ハ院中此
謀主たり。兵敗きて鷲尾小あまを聞えて泰時使
して死する事なり。此といひつらば經蓮これ
死を乞ふむ使也。この事也とて自殺す。
いふはふはるを興小のそと六波羅小来り

小泰時本意小をむ死しつらばをいひつらば眼
見ひらき心地よけり。死灰廿四日廿五日小張
本の公卿并に北面侍法師等十一人を渡さゆ。
七月六日一院を四辻仙洞より鳥羽殿ふうつし。
八日小落飾。此日持明院宮を御即位を申す。
さゆりとして九日小踐祚。先帝を即位登壇もなく
軍やふま。外舅攝政道家の九條乃第一のう給
ふ。在位七十七日。日嗣ははるら参らる。元服
もなくして十七うてらる。九條廢帝と申し
去。十三日小一院ハ隱岐國ハ十四二歳。六廿日
小新院ハ佐渡國ハ十五歳。四廿四日小六條宮

は但馬國後鳥羽第三子雅仁親王廿五日に冷泉宮ハ備前
 國第四子頼仁親王閏十月十日中院ハ土佐國廿九
 三十七歳御幸三十一日東鑑を按ふ小土御
 門院ハ叡慮より起りて忽ち小南海幸あはふ
 在る土佐國に下に阿波國よりつまと分註
 一一王年代記には此十月一日小土佐小むらひ
 まひ閏十月十日小阿波國へつつりまふとあり
 さら々始り土佐と申定りしり阿波へ移しまい
 ら勢しる多し初き其まにますます應
 と申せしに御心より移されまししと見えし年
 經て阿波へ移りましししといふはいふらしし正統

記小さてん其れ亂れ殘り思ふに誠に未だ世はな
 惑ふ心をありぬ又し其れを疎を端袖を成
 ぬる其れを辨らる事小侍
 り頼朝勲功を昔より類なき程なれと偏に天下
 を掌にせしは君とて安らしし思名を依え
 理り況や其蹤絶て後室は尼上陪臣の義時ハ
 在らなりぬれハ彼蹤を削りて御心のましはせ
 らふ魚と云も一往の謂なき小あらん然まと
 白河鳥羽の御代の比より政道の古きすたや
 ろく衰へ後白河の御時兵革起て姦臣世殘る
 天下の民殆塗炭小落る頼朝一臂を揮て其亂

を平あたり。王室をふる死小うははまてあり
しつと九年に壁を斂り萬民の肩も息まりぬ。上
下堵を安し。東より西よ其徳小服せしは頼
朝るくならてそ叛く者ありとは聞えは。こは小
はさふふと乃徳政をいして。いしてたやそく覆
ふへさ。たとひ又うしなはれぬ。屋くとそ。民安
らばも上天よもくみし。次に王者の軍と
いふは。咎あまを討して。釁なきをはるははは
頼朝高官小上り守護の職を。是皆法皇乃勅
裁也。私小ぬを免りとは定うたし。後室其跡を
ふらひ。義時久しき。終に權を執て。人望小背ら

さるし。あふ。下小覺ありとは。いふ。うら。往
は謂ふ。ありにて。追討せられん。上乃御咎とや
申へ。謀叛起し。たる朝敵の利。得る。小は比
量を。られ。た。う。ま。時。至。ら。天。の。ゆ。る
さぬ。事は。疑。れ。た。下。の上。を。刺。する。は。さ。そ
免。た。は。非。道。也。終。小。は。な。と。皇。化。小。順。ハ。さ。さ
き。先。ま。こ。と。の。徳。政。を。行。む。朝。威。は。た。れ。う。ま。刻
する。は。う。ま。道。あり。そ。の上。に。事。と。そ。覺。え。侍
ふ。

謹按。より。小。後鳥羽院天下に君たらせ。終へさ
器小あらま。と。に。徳政。成語。う。ら。は。た。ふ

言史餘論 卷四
小初後白河の君を擇み多ひしやう事うらか
ろくし御事を高倉の御子を立らまんと
ふらは長成立ふハ定まれり事を三宮を
やたてまふくさ治ま代りそ幼主成立られ
んハ尤心得あること也。ましてはたれの中
なれり一歳も年長し終ひし成りそきてまふ
履けきみつうら小なう勢多ひしとてやう
て立られしハ事外小帝位成り後く思召け
るさま也。且以仁親王此之川らの御為に天
下兵をめしれ事をらしてうたれは勢終
ひし事成思召まをもふと木曾の宮を立終

ハさうし。猶御とて長くうせ終ひし
益らぬ平家此人人を此宮たハ世終ふと
ねも多終りなり平家物語小を見えり加川
も又此時東西の帝御兄弟より後鳥羽
ハ殊に御弟なり御兄よりむらひて古成争ひる
ふやうなふも名正しとはいふへら終りく
其始正しからはるの故小その末いりてか
は治るべき

後堀河ハ高倉此孫ニ宮守貞の子也。義時帝位小
多参らせ。十歳御父守貞小尊號を上げ。後鳥羽院と
申家實を攝政とす。今迄の攝政道家は高倉の頼
經此父をれと。順徳の尊とれ

貞應二年太上天皇崩十月家實攝政を

辭して關白たり元仁元年六月義時死六十秦時

家を去くこれより後武家の事下嘉祿元年七月

二月近衛家實關白弒罷て九條前攝政道家關白

寛喜三年七月道家其嫡子左大臣教實小關白弒

ゆつは十月土御門院崩廿貞永元年十一月讓位

二在位十年廿後堀河皇子母道家の女藻壁門院也二

歳攝政殿も其子也即位教實攝政鎌倉の頼經も其父を

公攝政殿も其子也經其舅也朝權皆此人前相國天福元年近衛

前關白基通薨文曆元年五月廢帝崩七八月

後堀河崩嘉祿元年三月攝政教實薨廿六年道

家ふひ攝政なり三年二月道家其壻近衛左

大臣無經攝政をゆは延應元年二月後鳥羽

崩仁治三年正月帝崩二泉涌寺此事葬る始

在位十年

後嵯峨院ハ土御門院第二子母を宰相中将通宗

乃女也承久亂小二歳なるを土御門大納言源通

方外戚に親して養ひ八るに十八歳に御時通

方四條儀崩して御子も御連枝を順徳

院いまも佐渡小まりく其御子忠成京にまゝ
矣道家外孫なきは六社成りて申さ社人とて
關東へ議せらるる小泰時秋田城介義景して此
帝をたて下るら矣城介京著以前忠成たゞ七孫
のいふとをさやといひに汝成遣は上げ
何の憚らあふたぐた強して土御門院乃御子成
りて参らせりといひは城介急き上洛して
承明門院乃御所小参て泰時を旨を申す順徳の
母修明門院も道家ま大に驚きしうと力及は
同月廿日踐祚^三左大臣良實關白となふ道家
并條殿の祖なり正統記に泰時をからひ申て此

君をすゑ奉り誠小天命也正理也上御門院御兄
より御心もえまねり孝行も深く聞えし
後ひいりて天照太神の冥慮小代りて
けるを理也大方泰時心正しく政すなほふして
人をハス、之物小むらす公家外御事を重く
し本所の煩を止しうハ風外前小塵なきして天
ら下則静りさうくて年代を重なりと偏に泰時
らカとを申傳ふめる陪臣として久しく權を執
る事は和漢兩朝小先例なり其まゝ頼朝す
ら二世をば過矣義時いかなる果報小らんから
ふの家業成りてめて兵馬外權を執りたれ

希なる事や。されど殊なる才徳を聞え。又大
 名其下に不こる心や有るを。中二と勢ハつりそ、
 有し身死しつと。彼泰時相續て徳政を先づき。法
 式をうたぐす。己が分儀をわたり。後親族
 并ふあらゆゆ。武士までも戒しめて。高官位を望
 ものなかりき。其政はつて。終つて。小哀一終つた
 ぬら。天命乃終る姿を。七代までたもてふこ
 そ。彼ら餘薫るれを。恨る所なりといひ。あつた
 り。保元平治より。此うのみたわりのハしに。
 頼朝といふ人もなく。泰時といふものなから。侍
 には。日本國に人民のうをわふま。此いそ

董原本作
 黨今改之

禮をしく。老らぬ人。故きれく。皇威の衰へ。武備
 のから。不けふと思つるも。過也。泰時ら。じつと
 思ふ。小は。よく誠あゆ所あり。あむ。子孫ハ。侍
 不との心あら。いと堅く。しる法。あま。小
 行ひ。なまは。及す。なから。世をも。累ね。に。了。遠
 ららぬ事と。もなれる。近代の得失。見えて。将来に
 鑒誠と。せら。承へ。さ也。此年。六月十五日。泰時卒。六
 經時。侍。孫。寛元元年。六月。中宮。皇子。誕生。西
 園寺。右大臣。實氏。外祖。の勢。得て。道家。良實。父子
 と。共。小朝政。執る。西園寺の家を。起。此
 月。頼經。その。子。頼嗣。小將軍。茂。讓る。在職。十八年。七廿

賴嗣六歲也。四年正月讓位。其在位四年。

後深草は後嵯峨第二子。母ハ西園寺大政大臣實
氏の女。大宮院殿也。即位の時四歲。上皇乃御政務
をり。關白良實父は道家と不快。小少里(職を罷
逐きて。其弟實經攝政より。是一條殿其祖也。三月。
經時病にりて。執權を弟時賴小少つる。閏四月
小卒す。七月賴經歸洛。寶治元年。正月。實經罷ら
て近衛兼經又攝政きり。建長四年。二月。時賴重時
茂使して。上皇乃一宮宗尊親王を迎ふ。其前將
軍賴經京にて古をみこらむとの企ある。聞
え。小少りて也。此月道家薨。六十。此人賴經の父

なまそ。うせ終ひし事。關東にまかされいすやと
ふ説あり。二條家其説小。道家北條を恨み世茂
をたんとせしを良實の弟小諫めらむ。トは。
父子むつまは。うらさ。といぬ。四月。宗尊親王
下向。又十三と。同月。賴嗣歸洛。十三歲。十月。近衛兼
經攝政を辭し。其弟左大臣兼平攝政たり。其弟鷹
司殿乃祖也。初道家の長子教實九條殿を相續し。
二子良實二條殿といひ。三子實經一條殿といひ。
今又近衛分れて鷹司となる。其まら。五攝家と
稱す。執柄家其權をさふたんとめ。時賴。くま
らひし所ふる。此後を攝家の事を論する。及
其後ハ畧し畢ぬ。その故

藤氏の權これよりつひ
小たとる一々故なり

按する小良房基經は相業議了らるは社稷
之臣といひはる。雖然光孝宇多の君たるは管
公廣相の臣たる猶其權は奪ん事を欲す。蓋是
防微杜漸は深計遠慮也。忠平の純臣たるは外
實頼の後柄臣九世皆是外戚之威を恃み朝廷
之權を弄す。後三條其權を抑へず。寔英明之
主也。院中政衰兵革屢起り小ねりて藤氏
は大臣の危を救ひ顛を扶す。その一人を
保元の亂小忠通朝家小あす。其弟頼長と不
和なるは故也。と中と。其職小耻すといふ

平治小基實關白たるは十六の童子
論をるにたす。平氏西奔乃日基通不從駕而
還。法皇は恩寵茂思不小るはつと。身已
小朝廷の大臣なり。いって捧首鼠竄して生を
苟くをすつ。義仲は法皇茂幽と。日基房そ
の間小彌縫して泰甚茂去と。濟時之才なき
小。そあらは頼朝守護地頭を請ふ。兼實は
茂茂執奏す。遠見深識なきとす。承久は亂
の家實寸策なきと。又新帝は攝政となる。其
耻をたす五代は臣のとも。其のち後醍醐南狩
の日小至りて。經忠最初小南に來去り。大臣の

義小はち、これら外、北朝小留り仕し輩と
 もに君臣之大義を語るべからず、抑、いさゆる
 攝政關白ハ大臣の表率たる、然る小の忠を
 く義を紀輩、累世その職小任し、たゞみづか
 らそ、能望族門地小矜る、耻なき、甚しき也、王
 室のねとろへし、たゞ名教乃やふ、此小は、
 りと、北畠准后此いひ、なん事、まことに然り
 帝在位十三年、正元元年、十一月、讓位、時小
 龜山院、後嵯峨第三子とす、第六子としり、紹
 運圖小は、此も第四子、後深草、同母弟也、十一歳
 にて踐祚あり、弘長三年、十一月、時頼卒、三十是

り、後深草、建長七年、十一月、三十歳の時入
 道して、長時小職、成中あり、文永九年、二月、後嵯
 峨崩、院中して、政をまろしめ、次と廿餘年也、
 文永十一年、正月、讓位、
 後宇多々龜山第二の子、後嵯峨とり養ひ、文永五
 年、八月、太子小た川、
 深草を本院といひ、龜山院新院といひ、龜山院中
 して、政、成聽、十月、本院の子熙仁、
 宮に、
 體と思召たきて、今も小は、后腹小皇子生れ、
 一を、後嵯峨とて、やい、まいて、い、太子

小つて後ひぬ後宇多也後深草院御子多也をささるる伏見のちて
 生社をひつとを引御事こきまきし御事しき御事後
 嵯峨くまひて後九年兄弟御あらそ御事はせ
 後不事あるを社御政務の事中關東御素意時宗
 母儀大宮院小尋申御政務の事先院後嵯峨御素意御事
 を當今小龜ま月由を仰たらハ社をさす
 事定り禁中にて政務を侍せ給ふ龜山此時天子
聽後嵯峨繼體を龜山と思召定免此に本院ハ
 後深草の御流いうと覺へしを御出家の御
有とり龜山弟順に義思召ける御伏見院を
 御猶子して東宮小す急す弘安四年正月蒙

古入寇の事あり十年十一月讓位在位十三年
 伏見院を後深草院第二子十一歳にて東宮小立
 給ひ廿三歳にて受禪後深草院中にて御政務
 あり此時太上皇三人あり後深草院一院と本
 院ともいひ龜山院中院といひ後宇多を新院と
 いふ正應二年四月帝北第一子胤仁後伏見東宮
 小たつ正統記小龜山此君代伏見東宮小を後不
 其後御心をゆひにあしまを事は出来て
 踐祚ありき東宮は此天皇乃御子をさす
 關東に輩を貞時宣時をさ龜山の正流をうる後
 一る事を知り侍りしと近比となりて世を疑

しく思ひけしと小や、兩皇後深草龜山此御流をるくす申さむと相らからいふ心となん異本
 太平記に故院に叡旨更小御嫡流本院乃御子孫
 登極乃事依止申さ社中院の御一流をのて将来
 皇統たとと一定申さまけた武家を年来を
 如此小存定奉りさ爰小弘安に末はう持明院
 殿ら故院に叡思全く御正嫡に當流を棄損申
 さ社後代乃御登極依止申は御素意小あら
 はる所見宸翰の御遺状等残内に關東一遣ハさ
 社に愁ひ仰られ其時武家承り披きり不
 亦程正應登極の御事を伏見の持明

院殿小執り申さる中

按するに伏見社院を東宮小宮ら社時宗
 の計まてありを本院悦まひ新院の御心
 をとけ本院と御中はくなるは大宮院殿
 も悦まふ此のちを讓位即位立坊を關東社
 ともらい也とりは説あり正統記の説はふと
 くりて然るとき歟時宗のからいて東宮
 小たてら社んは本院を悦まふも新院の
 御心ははらるらい後不魚らは但し關東よ
 中に旨ありハ龜山弟順に義成思召ら
 りは御事はりて繼

體をば龜山と思ひ定まらば、も一後深草を
 不孝小をば、龜山、御愛子にて有る故なり
 一、古きより、兩院相争ひて、ついに天下
 南北に分れ、龜山乃皇統を絶つり、よからぬ御
 事なり
 又按るに、後宇多讓位時、纔廿一歳を既に
 龜山も残り多と思し、お上も御本意なら
 ば、後深草乃本院侍り、後宇多一と關東
 あり、奏し申せば、御心ならず、讓位あり
 なるといふ説あり、其本太平記小所謂、弘安
 末に持明院殿關東、仰つる、えと社、一と見

一、統記、少、其後御心も申聞は、あ
 り、出来、踐、社、あり、
 大御事なる、社、後嵯峨崩後、後
 深草、龜山御争時、大宮院殿の仰ら、社、
 一、流継體なる、今又持明院殿
 社、仰ら、後嵯峨、御心然る、一、關
 東の輩、以ら、小と申さ、た、免、う、さ、に、り、て、
 さらは、西皇、此御流、銭、ら、る、く、一、申さ、むと
 相謀り、一、た、多、一、た、不、く、持明院殿、ら、關東
 一、遣、い、さ、多、一、後嵯峨、社、御遺状、崩後、十數年の
 のち、小、出、て、一、な、と心得ら、社、關東の輩、とい

ふのーさとふそ思ひいふゆへに社と世を疑
しくたもひい程なきは然るべき事の出来し
と思ひてさうは両皇は御流のつるさへ申
さむとさの里になふ

此年九月鎌倉執権將軍惟康儀下に洛りて後嵯峨
子宗尊より一代第一の後深草の御子又明親王當今
て關東の君たりき御
弟を鎌倉小むうへて君とす此時天子と鎌倉殿
也。鎌倉執権皆後深草の御子
貞時宣時也。三年三月四日小紫宸殿の獅子狛
犬中よりこれたり。皆あやみし小十日の事
なると小天いさるに甲斐源氏の末保曆間
小岩原の記浅原八郎為頼といふもの禁闕を侵

すたとあり。さす小ゆりて中院龜新院告文
伐關東のり増鏡小九日右衛門陣
り。武士三四人馬小乗りなり。九重の中一馳入
了。上小のゆりて女孺つな司乃口小立てやと
ふその伐見上を社とけ高き木を落しける
男は赤地錦を鎧あは能くまふ。緋威乃鎧着て帝を
いつく小たふふと問。夜のおとりにといらふ
まは。いつくそと又とふ。南殿より東北に隅と教
社と。南あゆあゆむ。間小女孺内小参りて
權大納言典侍殿。新内侍殿をたふを承上へ中
宮は御方小あたらを終ひを社と。對の屋小忍ひ

てさけさきまひ春日殿へ女房にやりよていら
せまふ春宮を付中宮に御方の按察殿いたき参
らせて常盤井殿へちよてふく此男からふ
て夜御殿へ尋参りそ社とそ大方人そなり中宮
に御方の侍乃長景政といふもの名乗り参て戦
ふらく程ふ二條京極の篝五千餘騎よて馳ま
りてときを快くふに合ふる聲まひに聞えけ
まると心安くて内ふ参る御殿ともの格子引な
らりて亂入ふ叶ハと思ひて夜御殿に御茵の
上よて自害しぬ太郎なりなる男ハ南殿に御帳
乃中にて自害しぬ弟に十九日御祈けはは大床

子の椽に下小伏てふふそのははれまをりけ
社とそはそあらあきたてふらぬむとす社をか
おひて自害するとも腸をは皆より出さる
手ふせもつるなりそは儘をら何社も六波羅
へあまほへけて出さるり此事次第ふ六波羅ふ
て尋沙汰する程に三條宰相中将實盛を名捕
ぬ三條の家ふ傳りて鯨尾とらやいふ刀よて
は浅原自害したふとりふ事とそ出来て中院そ
まろしめたるなといぬ聞ありて心うくいみ
しきやうふいひあひふ中宮に御兄權太夫公
衛一院の御前よて此事ハ禪林寺殿龜に御心合

たふたふとて、さてなたらうにそむかば、まはる。
 由さる事や出来ん。院をま川六波羅に移し奉ら
 多敷き事にこそふと彼承久の例を引出つへく
 申すへく、いづては、あらむ。實ならぬ事
 をそ人ハらくいひなすその也。故院のそ記御影
 小もたむさむ事こそみりて、社と涙をみて宣
 不後、心よりそむかば、まはる。と見奉て、そ内々
 こそ仰なるといひ、歳事とも聞ゆせむ。中院を新
 院も思し驚く。いとあつた。いそ様にたりぬま
 へ、いづれもそんとして、そる。免さぬ。誓たる
 御消息、そ東へ遣させてのらむ。事まつりし。

あふ。さて長月、初、中院御櫛、そそ七、終
 不。九月中、院、四十一、御落師、禪、寺、殿
 按、持、所、不。此時、中院、鎌倉、そつ、申、一、を、く
 不、事、そ、あ、ま、に、や、稱、名、寺、そ、山、う、そ、龜、山、
 御座あり、跡也、な、い、ぬ、所、所、そ、の、御、儲、乃
 左、免、不、御、所、造、ら、れ、ん、と、い、ひ、事、も、あ、ま、に、に
 や
 永仁六年、讓位、^{三十一} 在位十一年、持明院殿とそ申
 奉也
 後伏見、伏見、そ第一子、十一歳、て受禪、こ、時
 後深草、龜山、後宇多、伏見上皇、四人、ま、り、八月。

後宇多第一子御子を東宮小を川帝は再從兄弟
 不在位三年十四歳。正安三年正月。鎌倉此時執
 時方權を貞。隱岐前司時清山城前司行貞上洛してたろ
 一まゐらむ。東宮一御をらゐるゆつら時小十
 後二條一後宇多第一子十七歳して受禪。八月
 伏見第二子茂東宮小たは五歳。龜山法皇と後宇皇
 上皇と院中して御政務伏見後伏見に御代あり。
 參り仕ふる人希也。小又うつりり在
 位六年餘り。徳治三年八月崩四。
 花園は伏見院第二子十二歳して即位。伏見上皇
 院中して御政務あり。九月後宇多法皇第二子茂

東宮小たは正統記。小儲君に定あり。後二
 條乃は御子邦良親王居終ふと聞え
 小思召故ありして。小親王茂太子にさて小
 彼一の御子にさなくはも務は。猶子乃儀して
 傳はを一。邦良親王早世の御事あらむ。
 此御未繼體たる一。置きより一。
 邦良幼年より一。關東に一。在位十一年に
 龜山法皇仰ら一。此一。此時帝多廿二歳。
 て文保二年二月東宮小讓ら。此時帝多廿二歳。
 東宮ハ世二歳を多終く。後宇多法皇を一。
 その方さ一。待一。ね申一。あ一。ふ一。て一。關
 東一。の一。初一。也一。世一。

後醍醐王後宇多第二子。三十二歳にて受禪。後宇多死法皇院中にて御政務あり。三月後二條の子邦良親王後東宮小多治元年此夏法皇より大納言藤定房を御使して政を當今小任とらせ閑居ありしと關東へ仰遣はす武家異議ありしりしを大覺寺殿へうつり多治正中元年六月後宇多法皇崩九月上岐賴員多治元年國長等帝に密詔を受て鎌倉を討つる乃より聞え六波羅より兵伐はかりしを二年五月日野中納言資朝日野右少辨俊基とらむ此で東行帝は近臣より密詔をうたふに聞えしより

てを七月萬里小路大納言宣房伐し告文を高時小孫は資朝佐渡國へ流され俊基をゆふさまで歸り朝廷無事に在りたり
按ずるに高倉院嚴嶋御幸此時清盛入道誓詞を強ひしをいひしふ此は入道逆威を強ひし強ひ申すをそのうち龜山後宇多關東に告文を強ひしを淺原の事小より世に浮説を仰聞はれんを免に萬乘此尊威屈して陪臣小むむ誓詞をまふこに至りて王威地ふれちきり此を後醍醐又告文伐下されしととらむ關東の疑を解しめて御

宿意をたまたま此人多きを叡謀ふり終りといふ
 とも歎。されど帝徳の御累とぞ申へさ
 嘉暦元年三月東宮邦良薨^四七月後伏見上皇第
 一子の^{光嚴院}御事を東宮小^一帝の御子を多^一り
 一と東宮立坊ハ關東より此をうらひをせり
 御心小任せられ去元徳二年四月朔日中原章房^{ちか}
 盗れため小ころさる常樂記には大判異本太平
 記小章房清水寺小詣て下向此時西乃大門にて
 八幡をふり拜しに小雨ふるを小蓑笠小を
 ちさしたるもの一人後を過ると見えしを太刀
 を抜て章房の首をうちねとて坂を下り申く

下人四五人あれやとて主此持きし太刀を抜て
 逐しと後影を小見え去るなりこの章房を
 中家一流此棟梁法曹一道の碩儒とて四朝小
 法うて一家の世譽を得たり殊小當代無雙乃
 息澤小浴し夙夜無二此拜趨致目をて登務
 此断獄朝儀乃裁断君臣の顧問を得しは皇家
 の輔弼を望し小うは依殃災此出来し事朝此愁
 歎道此衰微なり子息章兼章信等嫌疑致正し仇
 敵を索むる小いふし聞出しむ東山雲
 居寺此南の間乃東北此かどの岸此上小一字あ
 り瀬尾兵衛太郎并に同郷房といふもの也名譽

此悪黨らく社なき者也。志あるふられらハ殺害
 疑なきと云く定め今社を章兼を折ふ一病林小
 不して行向ハ女舎弟章信聽社下部十四五郎
 従下人三十餘人具一白襖小着籠に帶劍一。小八
 葉社車よて未明小彼在所一寄たり。弟は是非
 なく彼屋をとるまき屋の内伐はう一今系小一
 人を見えは又本人他行社家とも見一矢ぬり籠
 まてうちやふり板敷社下までさう一今社とも
 一人もなき。力なく歸らんと其處小心をやき
 その走返て薦天井構た糸を見上る小人社衣
 裳社つゆ少一みえ今まき。刀長刀よて天井伐

を破る小人らるる居き今社なき不見
 付ら社ぬと思ひて。太刀抜て男一人ねと下ら
 むと一ける處伐下一まて矢長刀よて腹まき
 をけき。社なきから飛下弟糸をり合て搦免
 んと一まきと名譽社手まきを社手たひ足
 一社と毛散と小切もらひて。よあはく。髪をも
 あらけ。髪一を郎従一人う一浴より。太刀取直し。
 小脇強さすは。社てひるむ所伐聽社下部彦武
 といふ者くみふす。此男初社勢ふそ似す。事社外
 によハ里事社を。やうておさへて首をとる。此章
 房ハ一道社儒宗。當職社廷尉として。義を正し。理

を断りて、これ一檢断訴訟此由来ふより見てみ
た、今に鬱憤より、なき怨念成結ふ人やありん
又、且暮此拜趨獻賞他ふことなれど、そ一權を
そほみ、祿成奪んとしや、あるも、本人も親昵を
う、祿て宿敵を、はとらね、傍輩等倫此怨望一端
を、なかりき、若、ある、小彼災害萬人のうた、うい、淺
ら、ら、愛、小、退、て、子、細、成、尋、ぬ、る、に、此、章、房、を、無、二
乃、拜、趨、年、つ、も、り、恐、ら、く、ハ、匡、紂、此、器、を、な、し、う、は、
恩、寵、を、淺、う、ら、し、に、付、て、ら、此、を、獻、旨、を、も、重
く、一、公、儀、を、も、背、く、ま、し、死、の、と、思、召、さ、れ、年、來
此、獻、念、に、あ、る、時、何、程、ハ、さ、進、て、關、東、征、伐、此、事、を

仰出され、小章房身成、顧、り、も、義、成、胎、さ、し、真、實
此、諫、言、を、奉、り、々、移、り、不、臣、梟、惡、を、挾、之、偏、頗、漏、脱
乃、事、ある、ハ、器、小、あ、ら、さ、れ、と、一、獻、慮、に、一、味、一
奉、ら、れ、事、を、深、く、怖、れ、多、し、て、近、臣、成、輔、朝、臣
小、仰、談、せ、ら、れ、一、々、々、か、此、名、譽、の、惡、黨、小、縁、を、さ
ら、り、祿、を、あ、つ、て、竊、小、章、房、成、ら、う、一、と、勢、多、れ、
ら、り、や、果、一、々、此、事、成、達、せ、り、は、進、る、彼、ら、横、死、も
天、下、大、變、此、端、と、一、々、朝、儀、より、出、々、分、と、後、了、を
粗、聞、え、る、也、
按、ら、る、小、こ、れ、ら、此、事、ふ、ら、り、て、帝、の、御、心、成、觀
ふ、小、帝、業、遂、小、全、の、ら、さ、り、事、む、一、々、り

此月帝東大寺興福寺延曆寺一行幸。僧徒等
残うたらひ關東をさかり終ふ。五月僧圓觀文觀
忠圓等とらハれて東行流刑日野資朝佐渡より
殺され七月俊基ふくひ關東小めよりせられ
て殺され元弘元年八月關東乃使二人上洛。こま
帝并小尊雲法親王殘流し參らせんをめ也。帝笠
置不行幸九月笠置陥り帝蒙塵路よりとらハれ
て六波羅小入終ひぬ。在位十三年時小四十九歳
光嚴院元弘元年十月即位。後二條孫邦良は
子康仁は東宮とす。後醍醐のまは

七、小後二條孫を東宮小立申す。武家
武家を義厚とやいとほし。明は正慶元年三月後醍醐隱岐へ遷幸。此帝纔
在位二年。正慶二年乃五月北條をりて
十四年。後醍醐重祚あり。
元弘三年。後醍醐復位の事。正慶二年六月皇位復し。その明
年。建武と號す。二年八月源尊氏叛しぬ。三年八
月尊氏光嚴孫御弟光明院残りて、共主とす。十
月小後醍醐尊氏の軍門小降り終ひて。叡山を御
下りあり。花山院とらハるら次。

○南北分立の事九

建武三年十二月、小後醍醐吉野へ奔る。是より吉野殿を南朝と、ひ武家を共主、北朝と申せしむる。されど重祚の後、天下に統一統三年、小治みたま、北に南北分立。そのち吉野殿に治まると、四年、延元四年北朝暦應二年八月十六日、小崩す。御十一、五十三
後村上院位をつかさひて、在位三十三年、建徳二年北朝後光嚴の應安四年三月、崩す。後龜山院即位す。在位十九年。北朝後小松院、明德三年義満將軍閏十月、南北御和睦に

てありし世、北はもとく持明院殿と大覺寺殿とあり、御治世あり、南帝御入洛して大覺寺殿、北は三種の神器、北朝へ渡さば、南北分立、五十六年此のち、又のち、あらま、あらま、あらま、大覺寺殿に御流代を去る。先は北は、あらま、南方の人、人憤りて、軍起りし。南軍終、不利なる。後花園院に、長祿二年、六月、後龜山の御子、南帝高陽院に、北は、あらま、あらま、南帝に皇統を絶す也。明德三年、前後合きて、南朝百廿餘年、北は、あらま、あらま、
按、あらま、後醍醐不徳して、た、あらま、北

條の代にほろふ處の時小あをさまひしり
 志る一の程ハ中興の業を起せ給ひしりや
 やうて又天下をたれつてつひ小南山よの
 給ひしり社とほさしを萬乘の尊位踐せ給
 苑し御事して三種乃神器を御身にまはさ
 さ勢給ひしり時關白近衛左大臣經忠茂
 忠を存し義を
建武四年四月
 之知悉く朝臣多くは南朝小赴を仕り給
 北朝より経忠の弟前内府基嗣武家輩
 を關白とすこれ今の近衛の祖なり
 を猶從はさるるは是利殿の代とをま
 てもな不從はさるる國國猶たほありき
後龜山乃

勢志摩飛騨信濃上野越後伊豫備前長門
越中肥後日向大隅薩摩然も終に運祚乃
摩等子
 ら多給ふ事なから皆是創業の御不徳小
 事りて天の之を御まぬなるべし北朝はた
 と足利殿の君不ろむさるる世に臣と
 して天下を治あらそ給ふ事をさす心の中
 小れそ給ひしり故をそ給戦小毎度利のり
 一にまきて勸申す者こそ有しりややうて光
 明院の君として南北の帝に御争はれとくに
 之取をあらそ給ひしり也これ心何ふ人ハ北
 朝に仕ふる事成らつて一義を小たもひし太

平記等物語不_レ持明院殿ハ大果報能人小
て將軍ヲ天子弒殺ハラセ給ヒ_レナ_レ世
人人いひもてそやしなると見え_レり。さらは
北朝を全_ク足利殿子川_ニら能た_レ久に_レた
ふ_ニあ_レら_レを_レ羅_レけ_レ所_ニま_レて正_ニし_レ皇統と_レ申
し_レた_レ名_ニ進_ニ或_ニハ偽主偽朝_ニと_レ其代_ニま_レ
い_レひ_レと_レ持_レ見_レえ_レり。その_レり_ニ鎌倉殿_ニ天下_ニ能
事_ニを行_レ進_ニし_レと_レ猶王朝_ニ能命_ニはた_レり_ニ所_ニあ
り_レき。義時_ニ代_ニ小廢立_ニを_レ恣_ニし_レる_ニ所_ニあ_レり。陪臣
として國命_ニ能_レた_レふ_ニさ_レと_レり_ニ事_ニは_レす_レの古_ニ能_レ姿
世_ニ小_レ乃_レら_レを_レ後_ニ醍醐_ニ能_レ兵_ニ起_レさせ_レ給_レひ_レ

時_ニ不及_テ猶王命_ニに_レ應_レを_レふ_ニその多_ニり_ニさ_レり_ニの
のち南山_ニも_レ能_レか_レ能_レ給_レひ_レ後_ニも猶_ニ六十餘州_ニの
内_ニ三分_ニか_レ一_ニ川_ニを_レ天下_ニ小_レ王_ニす_レる_ニ事_ニを_レ知_レり
き。南朝_ニ既_ニ小_レ亡_レひ_レま_レひ_レ後_ニハ天下_ニの_レ人_ニ皇家_ニあ
ふ_ニこと_ニ能_レた_レら_レ長_ニ豊臣_ニ能_レ太閤_ニ乃_レ代_ニ乃_レ初_ニ皇家_ニ能_レ
威_ニを_レ假_レち_レま_レる_ニせ_レく天下_ニを_レ掌_レす_レと_レ能_レも
ひ_レて。每_ニ事_ニ勅詔_ニを_レ稱_レせ_レら_レ能_レし_レと_レ誰_ニも_レは_レそ_レ能_レ
小_レ應_レせ_レし_レその_レあ_レふ_ニ。その_レ中_ニも_レ能_レ不_レ靡_レさ_レ後_ニひ_レ
その_レと_レは_レた_レく_ニそ_レ能_レ兵_ニ力_ニ能_レ恐_レれ_レし_レ故_ニ也_ニ。さ
ら_レ小_レ皇家_ニに_レ服_レき_レに_レを_レあ_レら_レる_ニ。さ_レく_ニ王家_ニ能_レた_レ
と_レろ_ニ。ま_レひ_レし_レ事_ニの_レり_ニ能_レ按_レす_レ。小_レと_レし_レめ_レ文

言
三十一

徳元幼子をもて儲位小たてありしより起りて終小を院中に御政務小及て其威權をあらそひて武家を假しあふはさむといふ事なわぬさらは一日二日小萬機ありといふと川とそらく心得らるべき事にや

讀史餘論卷四

徳元幼子をもて儲位小たてありしより起りて終小を院中に御政務小及て其威權をあらそひて武家を假しあふはさむといふ事なわぬさらは一日二日小萬機ありといふと川とそらく心得らるべき事にや

010190529300

